

平成 27 年 1 月 8 日
2018 及び 2019 会議室

平成 27 年第 1 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成27年第1回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成27年1月8日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時03分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席委員 田中 健一 平山 いづみ
伊藤 憲春 小町 邦彦

署名委員 平山いづみ

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦

教育部長 新土 克也

教育総務課長 栗原 寛

学務課長 大石 明生

指導課長 泉澤 太

統括指導主事 桐井 裕美

特別支援教育課長 矢ノ口美穂

学校給食課長 亀井寿美子

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

スポーツ振興課長 井上 隆一

図書館長 小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 安藤 悦宏

案 件

1 報告

- (1) 立川市第4次長期総合計画前期基本計画（案）について
- (2) 入学式・卒業式の適正実施について

2 その他

平成27年第1回立川市教育委員会定例会議事日程

平成27年1月8日

208 & 209 会議室

1 報告

(1) 立川市第4次長期総合計画前期基本計画(案)について

(2) 入学式・卒業式の適正実施について

2 その他

◎開会の辞

○田中委員長職務代理者 年が改まりましたので、新年のご挨拶を申し上げたいと思います。

新年明けましておめでとうございます。本年はとりわけ大きな教育改革の年であります。既にご案内のように、教育委員会制度が大きく変わり、教育委員会と市長との連携が強化されます。そういう点で大きな改革の年になりますので、昨年度に増して、各委員、事務局の皆様方には大変お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

本日、福田委員長が欠席のために、委員長職務代理者である田中が議事進行を行います。また、議事につきましては、本日のみ現在着席している席にお願いしたいと思います。本日は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条4項により委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成27年第1回教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に平山委員、お願いいたします。

○平山委員 はい。

○田中委員長職務代理者 次に、議事内容の確認を行います。本日は報告2件、その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。新土克也教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の平成27年第1回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、桐井統括指導主事、特別支援教育課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長、図書館長でございます。

◎報 告

(1) 立川市第4次長期総合計画前期基本計画(案)について

○田中委員長職務代理者 報告に入ります。

報告(1)立川市第4次長期総合計画前期基本計画(案)について、の報告を事務局よりお願いいたします。

新土克也教育部長、お願いします。

○新土教育部長 それでは、立川市第4次長期総合計画前期基本計画(案)について、ご報告いたします。資料としまして前期基本計画(案)と第4次基本構想 原案の2つでございます。

立川市第4次長期総合計画の策定にあたりましては、現在立川市議会に特別委員会を設置しており審議をいただいているところでございます。今後、市民向けにパブリックコメントも実施しますので、現段階での案でありますのでご了承ください。

それでは計画の全体構成を説明いたしますので、第4次基本構想 原案をお開きください。

2ページにこれまでの展開等が記載されておりますが、現在の第3次長期総合計画が平成12年から26年度までの15年間の計画であります。平成26年度に第3次長期総合計画が終

了することにあわせて、第4次長期総合計画を策定するものでございます。

3ページをお開きください。第4次長期総合計画は基本構想と基本計画で構成しております。基本構想の策定にあたりましては、平成25年8月に15人の学識や市民の委員で構成します長期総合計画審議会及び78人の委員で構成します市民会議を設置しまして、1年間かけて議論をしていただき、答申や提言をいただきました。それをもとに庁内の検討委員会で検討するとともに、市議会特別委員会での審議を行い、本年3月の市議会での議決を経て決定いたします。第4次基本構想の計画期間は平成27年度から平成36年度までの10年間でございます。その10年間を5年ごとの前期、後期に分けた基本計画としているところでございます。

11ページをお開きください。第4次基本構想では立川市が目指すまちづくりの将来像として「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」と定め、この将来像の実現に向けてまちづくりの方向性を示す都市像といたしまして、「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」以下、5つの都市像を定めているところでございます。

13ページをお開きください。この5つの都市像を実現するために5つの分野ごとに政策の取組方針を示しています。1つ目の「子ども・学び・文化」の政策では、ここは教育委員会に直接関係するところが多くございますけれども、「子どもの成長に合わせた途切れのない子育て・子育ての支援」、「まちの未来をひらく子どもを育成する教育の推進」、「生涯学習・スポーツ活動などによる学びと文化芸術のまちづくりの推進」の3つの施策を設定しているところでございます。以下、「環境・安全」、「都市基礎・産業」等の施策の中で、それぞれの施策を示しております。

続きまして前期基本計画（案）をお開きください。これは平成27年度から31年度までの5年間を計画期間として基本構想の将来像であります「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現を目指し、5つの政策と37の施策で構成しております。この中で7ページ以降に立川市の人口や財政状況、将来を見据えた行財政運営や計画の進捗管理について示しておりますが、ここは説明は省略いたします。

それでは具体的に分野別計画について説明いたしますので23、24ページをお開きください。

23ページが前期基本計画の政策体系でございます。5つの政策、37の施策となっております。「子ども・学び・文化」の政策には11の施策がございます。

具体的に教育に関する施策について説明しますので35ページをお開きください。施策「学校教育の充実」でございます。この施策の目的としまして2つを掲げております。1つ目が、「義務教育9年間を通して、生きる力の基礎となる『確かな学力』『豊かな人間性』『健康と体力』の基礎を培います」、2つ目が「主体的に社会と関わり、社会に貢献しようとする意欲や態度を培います」、これがこの施策の目的でございます。

この2ページにわたる取組の記載上の見方でございますが、この施策の目的の下にこれまでの主な取組という欄がございます。ここは平成22年度から26年度までの現在の計画での主な取組をまとめているところでございます。現状と課題では、施策の背景となるものを記

載しております。施策の体系でございますが、学校教育の充実の施策には基本事業が3つございます。「学力の向上」「豊かな心を育む教育の推進」「体力の向上と健康づくりの促進」でございます。いわゆる知・徳・体の調和のとれた総合的な力を育む取組という形になるところでございます。右のページでございます。施策の基本方針でございますが、施策の目的を達成するために必要な取組を基本事業ごとに表しております。この方針に基づきまして具体的な事業を展開しているところでございます。この下の成果指標及び役割分担でございますが、成果指標におきましては施策の目的の達成度について、どの程度の数字を目指すのかを指標で表しております。役割分担につきましては、この施策の目的を達成するためには行政の取組だけでなく市民（事業所・地域・団体）などとの連携も必要となりますので、実際に担っていただきたい役割をまとめているところでございます。

具体的に学校教育の充実でございますが、1つ目の学力の向上につきましては、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための学習機会の拡充、教員の授業力の向上、少人数指導を充実しまして、学習内容の習熟に応じたきめ細かな指導を行っていく、学力向上推進委員会におきまして、学力向上策について検討・研究を行い、全小中学校への普及を図りますということを大きな柱としております。2つ目の豊かな心を育む教育の推進におきましては、道徳教育の充実、あるいはいじめ防止に向けて、未然防止・早期発見・早期解決に向けた取組、人権課題への理解を深める教育の推進等々挙げております。3つ目の体力の向上と健康づくりの促進につきましては、遊びや一校一取組による運動機会の拡充及び体育授業の充実により体力向上を図ること、基本的な生活習慣の定着を図ること、また食育のこと、あるいはアレルギー対応等、学校給食の取組についてもこの中で記載しているところでございます。

この大まかな基本方針を示しまして、この基本方針のもとに様々な基本事業を展開しますが、この基本事業につきましては個別計画でありまして、この施策におきましては学校教育振興基本計画がございますがその中で詳しく展開することになりますので、この基本方針では重要なポイントを表しているとご理解ください。

以下同じような形で、続きまして37、38ページにおきましては「教育支援と教育環境の充実」という大きな施策、これは目的としまして、児童・生徒一人ひとりに応じた教育を支援します、学校施設の大規模改修等を計画的に実施し、良好な教育環境を整備しますという施策の目的でございます。この施策の体系としまして、下の欄にございますが、基本事業としまして、「特別支援教育の推進」「学校運営の充実」「教育環境の整備」というものを基本事業としております。

右ページに施策の基本方針として、特別支援教育の推進におきましては、保護者や市民等への特別支援教育の理解啓発、小学校への円滑な就学のための早期連携と支援、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育のあり方、あるいは教員の指導力向上等を記載しているところでございます。学校運営の充実におきましては、校内委員会の体制の強化、様々な学習及び学校生活に係る支援、あるいは不登校等におけるスクールソーシャルワーカーの活用等を挙げております。教育環境の整備におきましては、学校施設の大規模改修等を計画

的に実施するという、あるいは良好な教育環境の整備を図るために老朽化した施設の改修や設備・備品の更新、ICT教育環境の整備等を記載しているところでございます。

以下、この計画につきましても様々な取組は学校教育振興基本計画の中で展開をしているところでございます。

39、40 ページでございます。「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」でございませう。ここでは施策の目的を3つ書かせていただいております。「市民力を活用した学校づくりを推進します」、「小中連携教育を推進し、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図ります」、「学校・家庭・地域の連携により、安全・安心な学校づくりを推進します」という目的でございまして、施策の体系としましては基本事業としまして、「ネットワーク型の学校経営システムの構築」「小中連携の推進」「児童・生徒の安全・安心の確保」となっているところでございます。

右のページに施策の基本方針としましてそれぞれの大きなポイントを書かせていただいております。1つ目は市民力を積極的に活用した学校づくりを推進すること、学習習慣や基本的な生活習慣など、家庭教育の支援をすること、あるいは幼稚園や保育園から小学校への円滑な継続を図ること等を載せています。続きまして大きなものは、基本事業として小中連携の推進でございませう。中学校区を単位とした小中連携教育を推進するために小・中学校間の教育課程の円滑な接続を図ること、義務教育9年間を通して児童・生徒のキャリア形成の基盤づくりを進める、それには地元の事業所と連携した教育活動を推進するとしております。3つ目は、児童・生徒の安全・安心におきまして、通学路を含めた学校における児童・生徒の安全確保に継続して取り組むということ、交通安全、防犯、防災に係る安全指導を計画的に実施するとともに、児童・生徒が自ら危険を予測し、身を守る行動がとれるような教育活動を推進するとしております。これも学校教育振興基本計画の中に詳細な事業展開を記載しているところでございます。

少し戻っていただきまして33、34 ページでございませう。ここは、「配慮を必要とする子どもや子育て家庭の支援」でございませう。子ども家庭部、福祉保健部等との協働の様々な取組でもございませうけれども、教育委員会の取組としましては、乳幼児期から青年期までの子どもの途切れのない成長支援という部分では関連するところでございませう。就学前から就学後までの発達に関する相談や支援について、途切れのない仕組みを構築するための（仮称）立川市発達支援計画、これは子ども家庭部で策定すると聞いているところでございませう。また、円滑な就学先の選択につながるよう、子ども未来センターでの発達相談と就学相談の密接な連携に努めるということ、あるいは保護者と支援機関の間で情報共有を深めるためサポートファイルの導入について検討する、そういう取組を基本方針としているところでございませう。この中におきましても学校教育振興基本計画の中で今後取組を展開していくもの、あるいは特別支援教育実施計画の中で既に記載しているものがあるということでございませう。

以上、04、05、06 は学校教育に係るものでございませう。

続きまして41、42 ページでございませう。「生涯学習社会の実現」という施策でございませう。

施策の目的におきましては、「生涯にわたり自分の意思で自由に学習できるよう、生涯学習への意欲や関心を高めます」、「市民の知的好奇心や学習意欲を満たし、地域を支える図書館づくりを進めます」と2つございまして、施策体系におきまして、「学習情報の発信」「学習の場と機会の提供」「情報拠点としての図書館の活用」というものを基本事業としております。

施策の基本方針としましては大きくポイントのみ記載しておりますが、学習情報の発信としまして、学習意欲の向上と生涯学習施設の利用促進、市ホームページや広報紙などを活用して多様な学習情報の提供に努めるということ、2つ目が学習の場と機会の提供でございますが、市民や団体による主体的な講座の企画・運営を支援するということ、学びの成果をまちづくりに活かす多様な取組を展開するということ、大学や研究機関など多様な「知の拠点」との連携により、学びを深める機会を創出する等の基本方針を記載しているところでございます。3つ目の情報拠点としての図書館の活用、図書館を地域の情報拠点と位置づけ、必要な情報を収集し提供する、あるいは読書の習慣を身につける機会を提供することで、知的欲求や学習意欲の醸成を図ること等、3つの基本方針を記載しているところでございます。

これらにつきましてはそれぞれ第5次生涯学習推進計画、第2次図書館基本計画、子ども読書計画等に細かな事業展開をするということでございますので、ここの基本計画におきましては重要なポイントの記載となっているところでございます。

続きまして43、44ページ、生涯学習とともに、「スポーツ活動の推進」というので1つの施策になっているところでございます。「生涯スポーツの普及、啓発を推進します」、「スポーツに親しむことができる環境を推進します」という2つの施策の目的を掲げております。この施策の下に基本事業として3つ掲げております。「市民のライフステージに応じたスポーツの推進」「交流と連携による地域スポーツの推進」「スポーツ環境の充実」という3つの基本事業でございます。

その基本事業におきましてそれぞれの基本方針を右ページに記載しております。まず、市民のライフステージに応じたスポーツの推進でございますが、子どもから高齢者や障害者まで、幅広く市民にスポーツに取り組んでもらうように、地域スポーツクラブ等と連携してスポーツの機会の充実を図るということ、健康や体力の保持・増進に取り組んでいる市民の増加をさらに図るということ、成人層や子育て世代が気軽にスポーツに親しめるよう、ニーズに合ったスポーツ事業の構築に取り組むということです。2つ目、交流と連携による地域スポーツの推進では様々な事業を行っておりますが、そういうものを通じまして、トップアスリートの「魅せる」スポーツを展開することで市民の交流を推進して、心からのおもてなしを実行するということ、あるいは体育協会や地域スポーツクラブ等と連携して、スポーツを通じた交流と地域の活性化に取り組むとしたところでございます。3つ目はスポーツ環境の充実でございます。平成32年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、全市民的な機運醸成に取り組むとともに「魅せる」スポーツの充実を図ることで、さらなるスポーツ振興につなげるということ、あるいはスポーツ指導者の指導力向上と人材確保に取り組む等々、4つの基本方針を掲げています。この基本方針のもとに具体的なものにつきましては

スポーツ振興計画の中で事業展開するという形になっております。

最後に 45、46 ページ、「文化芸術の振興」でございます。施策の目的の 3 つ目、「文化財を適切に保存、保護し、後世に継承します」というものも教育委員会の生涯学習推進センターの事業としてやっているところでございます。文化芸術の振興におきましては基本事業が 4 つございますが、その中の 4 つ目が「伝統的文化の継承」でございます。施策の基本方針としましては、伝統的文化の継承ということで、子どもたちが郷土の伝統を学ぶ機会を確保し、伝統文化の継承を図るということ、さらに立川市の歴史の変遷を明らかにし、学術的な発見や成果を体系的に整理するため、新立川市史編纂を進める等と 3 つの取組方針を記載しております。これらにつきましても、第 5 次生涯学習推進計画の中で細かな展開をさせていただくということです。

以上、雑駁ではございますが、これはまだ案でございます。今後さらに先ほど言いましたパブリックコメントや市議会の特別委員会の中で議論を深め、さらに検討を進めていくということでございます。主に教育委員会に関係するものを中心に少し長くなりましたが説明させていただきます。

○**田中委員長職務代理者** ご説明ありがとうございました。立川市第 4 次長期総合計画、前期基本計画については、期間は平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間の計画として具体的に示されました。

拝見させていただいて、今説明を伺って、改めて、「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」にふさわしい夢と希望の持てる、総合的なまた機能的な具体的な計画で感謝しております。特に説明がございました第 1 章、前期基本計画の策定にあたりから第 5 章の分野別計画、一つひとつ丁寧に、詳細に、しかも総合的に取り組んでいる計画で非常にうれしく思います。

この説明を踏まえて、特によくできていると思った点は、35 ページに学校教育の充実、この施策の目的、これまでの主な取組、現状と課題、施策の体系、この中で基本事業、学力の向上、豊かな心を育む教育の推進、体力の向上と健康づくりの促進、新土教育部長からありましたように知・徳・体の調和のとれた教育を進めていくといった点です。そのために基本方針とあわせて成果指標、成果指標の考え方、なおかつ平成 27 年度から平成 31 年度、この 5 ヶ年の間にどのようにそれに取り組めばいいのか、その具体的な目標と数値が出ております。ここまで丁寧に明示されながら今後検討されるわけですが、その上で役割分担としては、市民の役割として 2 点、行政の役割として 3 点示されております。

一つひとつ拝見させていただいて、ただいまの説明を伺って、よくここまでお作りになられたと思います。これを踏まえて今後、パブリックコメントあるいは市議会の文教委員会で検討されていくわけですが、検討された後、その結果が報告されますか。

○**新土教育部長** 今ご説明しましたが、1 月 10 日ぐらいからパブリックコメントがございます。それとともに特別委員会を 1 月に必要に応じて開催し、3 月に特別委員会の審議、最終的には 3 月議会で基本構想は議決はすることになっておりますので、この議決をもって決定されるということです。基本計画においても 3 月の特別委員会のほうで報告して、3 月末をもつ

で決定させていただきますので、その段階においては、こういう形になりましたということでの報告となります。

○田中委員長職務代理者 3月議会で議決され、それで報告ということになります。

ただいまの報告を受けて質疑に移りますが、この内容を踏まえて質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長職務代理者 特にないということですので、立川市第4次長期総合計画前期基本計画（案）についての報告を終了いたします。

◎報 告

（2）入学式・卒業式の適正実施について

○田中委員長職務代理者 続いて、入学式・卒業式の適正実施についての報告を事務局よりお願いいたします。

泉澤指導課長、お願いいたします。

○泉澤指導課長 それでは、入学式・卒業式の適正実施について、ご報告いたします。

本市におきましては、これまでも入学式や卒業式等の儀式的行事における国旗の掲揚や国歌斉唱の状況、また、教職員のサービスの状況のいずれにおきましても適正に実施しているところでございます。平成26年度卒業式及び平成27年度入学式においても適正な実施を図っていくことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、本日付けで各学校に入学式・卒業式の適正実施について通知を行っているところであります。実施にあたっては平成17年1月に通知いたしました入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実態についての通知及び実施指針、これに基づくとともに、学習指導要領に則った指導を行うように通知の中で周知をしたところでございます。

報告は以上でございます。

○田中委員長職務代理者 ありがとうございます。入学式・卒業式の適正実施についての報告、事務局から説明がございました。

報告内容を踏まえて、質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○田中委員長職務代理者 1点だけお願いしたいと思うのは、当日に参加される市民の皆さん方については、先ほどおっしゃった平成17年1月の通知についてをご理解いただきながら当日ご出席いただきたいと思っております。その辺のご理解とご協力を是非参加される市民の皆さんにお願い申し上げます。

それでは、入学式・卒業式の適正実施についての報告を終了いたします。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○**福田委員長** 次回の日程確認を行います。次回、平成 27 年第 2 回立川市教育委員会定例会を平成 27 年 1 月 29 日木曜日、午後 1 時半より、208 及び 209 会議室にて開催いたします。

以上で、平成 27 年第 1 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 0 3 分

署名委員

.....

委員長